



平成 28 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 日本合成化学工業株式会社  
代表者名 取締役社長 木村 勝美  
(コード：4201、東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
総務人事部長 高橋 恵一  
電話番号 06-7711-5400

**三菱化学株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、  
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

平成 28 年 9 月 21 日付「支配株主である三菱化学株式会社及び三菱化学ヨーロッパ社 (Mitsubishi Chemical Europe GmbH) による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、三菱化学株式会社 (以下「三菱化学」といいます。) 及び三菱化学の完全子会社である三菱化学ヨーロッパ社 (Mitsubishi Chemical Europe GmbH) (以下「三菱化学ヨーロッパ」といい、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパを総称して「三菱化学ら」といいます。) は、平成 28 年 8 月 8 日から平成 28 年 9 月 20 日までを買付け等の期間とする当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を行い、その結果、三菱化学らは、本公開買付けの決済の開始日である平成 28 年 9 月 28 日をもって、当社株式 91,892,569 株 (当社の総株主の議決権に対する三菱化学らの所有する当社株式の議決権の割合 (以下「議決権所有割合」といいます (注。)) にして 94.35%) を所有するに至り、三菱化学は当社の会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。) に定める特別支配株主 (以下「特別支配株主」といいます。) となっております。

三菱化学は、三菱化学らが当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、三菱化学が当社の特別支配株主となったことから、当社が平成 28 年 8 月 5 日付で公表いたしました「支配株主である三菱化学株式会社及び三菱化学ヨーロッパ社 (Mitsubishi Chemical Europe GmbH) による当社株券等に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」 (以下「本意見表明プレスリリース」といいます。) の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載のとおり、当社株式の全て (但し、三菱化学らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。) を取得し、当社の株主を三菱化学らのみとすることを目的として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主 (三菱化学ら及び当社を除きます。) の全員 (以下「本売渡株主」といいます。) に対し、その所有する当社株式 (以下「本売渡株式」といいます。) の全部を三菱化学に売り渡す旨の請求 (以下「本売渡請求」といいます。) を行うことを本日決定したとのことです。当社は、本日付で三菱化学より本売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) 市場第一部の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 28 年 11 月 8 日まで整理銘柄に指定された後、同月 9 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

(注) 「議決権所有割合」とは、当社が平成 28 年 8 月 4 日に提出した第 134 期第 1 四半期報告書に記載された平成 28 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (98,369,186 株) から、当社が平成 28 年 7 月 28 日に公表した平成 29 年 3 月期第 1 四半期決算短信 [ I F R S ] (連結) に記載された平成 28 年 6 月

30日現在の当社が所有する自己株式数(972,278株)を控除した株式数(97,396,908株)に係る議決権数(97,396個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

## 1. 本売渡請求の概要

### (1) 特別支配株主の概要

① 名 称	三菱化学株式会社
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 取締役社長 石塚 博昭
④ 事 業 内 容	(i) 基礎石化製品、化成品の製造・販売、(ii) 合成樹脂等の製造・販売、(iii) 電子関連製品、情報機材の製造・販売、(iv) 電池材料、精密化学品の製造・販売、(v) 炭素製品の製造・販売等
⑤ 資 本 金	50,000 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	昭和25年6月1日
⑦ 大株主及び持株比率	株式会社三菱ケミカルホールディングス 100%
⑧ 当社と特別支配株主との関係	
資 本 関 係	三菱化学は、本日現在、当社株式 91,892,569 株(議決権所有割合 94.35%)(直接保有分: 87,022,723 株(議決権所有割合 89.35%)、三菱化学ヨーロッパを通じた間接保有分: 4,869,846 株(議決権所有割合 5.00%))を保有しております。
人 的 関 係	本日現在、当社の取締役1名が三菱化学の役職員を兼務しております。
取 引 関 係	当社と三菱化学との間には、三菱化学による当社に対する原料品の販売に関する取引があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	三菱化学は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。

### (2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	平成28年10月13日(木曜日)
当 社 の 取 締 役 会 決 議 日	平成28年10月13日(木曜日)
売 買 最 終 日	平成28年11月8日(火曜日)
上 場 廃 止 日	平成28年11月9日(水曜日)
取 得 日	平成28年11月14日(月曜日)

### (3) 売渡対価

普通株式1株につき、910円

## 2. 本売渡請求の内容

三菱化学は、当社の特別支配株主として、本売渡株主に対し、本売渡株式の全部を三菱化学に売り渡すことを請求することを決定したとのことであり、当社は、三菱化学より、本日付で本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

三菱化学は、特別支配株主完全子法人である三菱化学ヨーロッパに対して本売渡請求を行いません。

（当該特別支配株主完全子法人の名称）

Mitsubishi Chemical Europe GmbH（三菱化学ヨーロッパ）

Willstaetterstr. 30, 40549 Duesseldorf, Germany（ドイツ連邦共和国、40549 デュッセルドルフ、ウィルシュテッター通り 30）

- (2) 本売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号・第 3 号）

三菱化学は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 910 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

平成 28 年 11 月 14 日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

三菱化学は、本売渡対価の支払のため、三菱化学の完全親会社である株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」といいます。）の完全子会社である株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ（以下「三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ」といいます。）から、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しております。上記借入れの裏付けとして、三菱化学は、三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフから、三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ及び三菱化学が平成 28 年 9 月 27 日付で締結した極度貸付契約に基づき、55 億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成 28 年 10 月 12 日付で取得しております。

- (6) その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、平成 29 年 2 月 14 日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について三菱化学が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

## 3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

- (1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、当社の株主を三菱化学らのみとすることを目的として、三菱化学らが当社株式の全て（但し、三菱化学らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための

一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成 28 年 8 月 5 日開催の取締役会において、本取引により三菱化学が（間接保有を含む）当社の完全親会社となり、また、三菱化学ヨーロッパが当社の 5%株主となることで、海外事業展開における一層の競争力強化を図っていくこと、また、三菱化学グループ（三菱化学を頂点とし、三菱化学並びにその子会社 142 社（平成 28 年 3 月 31 日現在。以下の関連会社の数についても同じです。）及び関連会社 40 社から構成される企業集団をいいます。）及び三菱ケミカルホールディングスグループ（三菱ケミカルホールディングス並びにその子会社 581 社（平成 28 年 3 月 31 日現在。以下の関連会社の数についても同じです。）及び関連会社 168 社から構成される企業集団をいいます。以下同じです。）各社との連携によるシナジー追求を最大限活用することができ、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとの結論に至りました。また、当社取締役会は、本公開買付け価格が、(i) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載のみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付けの公表日の前営業日である平成 28 年 8 月 4 日の東京証券取引所における当社株式の終値 606 円に対して 50.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、直近 1 カ月間の終値単純平均値 571 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して 59.37%、直近 3 カ月間の終値単純平均値 597 円に対して 52.43%、直近 6 カ月間の終値単純平均値 638 円に対して 42.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、過去の同種案件（親会社による完全子会社化案件）との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、当社と三菱化学らの中で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、平成 28 年 8 月 5 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、平成 28 年 9 月 20 日、三菱化学らより、本公開買付けの結果について、当社株式 41,738,410 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、平成 28 年 9 月 28 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、三菱化学らの有する当社株式の議決権所有割合は 94.35%となり、三菱化学は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、三菱化学より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、本売渡請求をする旨の通知を受領しました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、本日開催の当社取締役会において、(i) 上記のとおり、本取引により当社の企業価値が

向上すると見込まれると考えられること、(ii) 本売渡株式1株につき910円という本売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であり、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主の皆様にとって相当な価格であり、少数株主の利益への配慮が十分なされていると考えられること、(iii) 三菱化学は、三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフから、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しており、当社としても、三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフが作成した融資証明書により三菱化学の資金確保の方法を確認していること、また、三菱化学の最終事業年度の末日(平成28年3月31日)時点における資産の額及び負債の額は、単体でそれぞれ759,056百万円及び586,478百万円であり、三菱化学によれば、最終事業年度の末日以降、三菱化学の債務の履行に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないことから、三菱化学による本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本売渡対価は、平成29年2月14日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社の配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付について三菱化学が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、三菱化学からの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、本売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程において、当社の取締役である和賀昌之氏は、三菱化学の取締役を兼務しており、本取引に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本売渡請求の承認に関する審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において三菱化学との協議及び交渉にも一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社の取締役である和賀昌之氏を除く全ての取締役の全員一致で、本売渡請求の承認に関する決議をしております。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本売渡請求を承認する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

## (2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

## (3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成28年11月8日まで整理銘柄に指定された後、同月9日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできなくなります。

## (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び三菱化学らは、本取引の公正性を担保する観点から、本公開買付けの開始までの間に、それぞれ以下の措置を実施いたしました。

なお、本売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程において、当社の取締役である和賀昌之氏は、三菱化学の取締役を兼務しており、本取引に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、本日開催の取締役会における本売渡請求の承認に関する審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において三菱化学との協議及び交渉にも一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社の取締役である和賀昌之氏を除く全ての取締役の全員一致で、本売渡請求の承認に関する決議をしております。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本売渡請求を承認する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

① 三菱化学における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

三菱化学は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び三菱化学らから独立した第三者算定機関である三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）に対して、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです。なお、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社及び三菱化学らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）の各手法を用いて当社株式の株式価値分析を行い、三菱化学は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から平成 28 年 8 月 3 日付で株式価値算定書（以下「三菱化学株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、三菱化学は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において分析された当社株式の 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価分析	567 円から 639 円
類似企業比較分析	815 円から 1,163 円
DCF 分析	718 円から 1,185 円

市場株価分析では、平成 28 年 8 月 3 日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日の普通取引終値 596 円、直近 1 カ月間（平成 28 年 7 月 4 日から平成 28 年 8 月 3 日まで）の普通取引終値の単純平均値 567 円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近 3 カ月間（平成 28 年 5 月 6 日から平成 28 年 8 月 3 日まで）の普通取引終値の単純平均値 596 円及び直近 6 カ月間（平成 28 年 2 月 4 日から平成 28 年 8 月 3 日まで）の普通取引終値の単純平均値 639 円を基に、当社株式 1 株当たりの価値の範囲を 567 円から 639 円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 815 円から 1,163 円までと分析しているとのことです。

DCF 分析では、平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、本取引の実行により得られる効果等の諸要素を考慮した平成 29 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成 32 年 3 月期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 718 円から 1,185 円までと分析しているとのことです（注）。

（注）三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社株式の株式価値の算定に際し、当社及び三菱化学から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社及び当社の関係会社の資産

及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社及び三菱化学による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の算定は、平成 28 年 8 月 3 日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

三菱化学は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から取得した三菱化学株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、また、三菱化学ヨーロッパとの間で意見交換を行った上で、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果及び当社株式の直近 6 カ月間の市場株価動向等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、平成 28 年 8 月 4 日、取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 910 円と決定したとのことです。

三菱化学ヨーロッパは、三菱化学株式価値算定書を取得している三菱化学の意見を踏まえつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果及び当社株式の直近 6 カ月間の市場株価動向等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、平成 28 年 8 月 4 日、取締役 2 名の全員一致によって、本公開買付価格を 1 株当たり 910 円と決定したとのことです。

本公開買付価格である 1 株当たり 910 円は、三菱化学らによる本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 28 年 8 月 4 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値 606 円に対して 50.17%、過去 1 カ月間（平成 28 年 7 月 5 日から平成 28 年 8 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 571 円に対して 59.37%、過去 3 カ月間（平成 28 年 5 月 6 日から平成 28 年 8 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 597 円に対して 52.43%、過去 6 カ月間（平成 28 年 2 月 5 日から平成 28 年 8 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 638 円に対して 42.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

## ② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、三菱化学らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び三菱化学らから独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 8 月 4 日付で、みずほ証券より当該算定結果に対する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。みずほ証券は、当社及び三菱化学らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は市場株価基準法及び DCF 法の各手法を用いて当社株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価基準法：	571 円～638 円
DCF 法：	780 円～953 円

市場株価基準法では、基準日を本株式価値算定書作成日である平成 28 年 8 月 4 日として、東京証券取引所における当社の普通株式の基準日終値 606 円、直近 1 カ月間の終値単純平均値 571 円、直近 3 カ月間の終値単純平均値 597 円及び直近 6 カ月間の終値単純平均値 638 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 571 円から 638 円までと算定しております。

DCF 法では、平成 28 年 3 月末を基準日として、平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの 3 期分の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 780 円から 953 円までと算定しております。なお、割引率は 6.50%から 7.00%を採用しており、また継続価値の算定にあたっては、永久成長法を採用し、永久成長率は -0.25%から 0.25%として算

定しております。

みずほ証券が DCF 法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく連結財務予測（日本基準）は以下のとおりです。なお、前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味しておりません。

（単位：百万円）

	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
売上高	104,000	114,866	119,721
営業利益	12,900	13,097	13,836
EBITDA	22,700	25,709	28,124
フリー・キャッ シュ・フロー	5,870	121	1,920

みずほ証券は、当社への本株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、みずほ証券は、当社の財務予測について、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提として、当社の上承の下、本株式価値算定書日付現在における金融、経済情勢に照らして一定の修正を加えております。本株式価値算定書は、本株式価値算定書日付現在存在し、評価できる財務、経済、市場その他の状況を前提としており、かつ、かかる日付現在みずほ証券が入手している情報に依拠しています。したがって、本株式価値算定書日付以降に本株式価値算定書における検討の前提とした事実に変更若しくは影響が発生した場合等において、本株式価値算定書における価値評価が影響を受ける可能性があります。みずほ証券は本株式価値算定書を変更、更新、補足又は再確認する責任を負いません。

### ③ 当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 28 年 7 月 1 日、当社及び三菱化学らの取締役会から独立性が高い、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ている、当社社外取締役の熊谷均氏（公認会計士・税理士、トラスティーズ FAS 株式会社代表取締役）及び当社社外監査役の吉野孝義氏（弁護士）、並びに外部有識者である鯉沼希朱氏（弁護士、あさひ法律事務所パートナー）から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(i)本取引が当社の企業価値向上に資するか否かを踏まえた本取引の目的の正当性・合理性、(ii)本取引の取引条件（本公開買付けの買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価を含む。）の公正性・妥当性、及び(iii)本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性（以下、(i)乃至(iii)を「本諮問事項に係る前提事項」と総称します。）の観点から、①本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないかに関する意見、並びに②当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非に関する検討を行うこと（以下、①及び②を「本諮問事項」と総称します。）を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

第三者委員会は、平成 28 年 7 月 5 日から平成 28 年 8 月 5 日までの間に合計 5 回開催され、本諮問事項に係る前提事項及び本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、本公開買付けの諸条件、二段階目の買収の内容、その他の本取引の概要及び当社と三菱化学らとの間の本公開買付価格に係る交渉状況について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、当社に対して 2 度にわたり質問事項を送付し、当社から、当社の事業計画及び事業環境、本取引の当社事業に対する影響等について説



明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、三菱化学に対して3度にわたり質問事項を送付し、三菱化学及び三菱化学のファイナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から、三菱化学らの現状及び事業環境、本取引の目的その他本取引の背景、本取引後の経営方針、本公開買付けの諸条件（本公開買付け価格を含みます。）、本取引のストラクチャーに関する懸念事項の存否等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。加えて、第三者算定機関であるみずほ証券から、みずほ証券による当社株式価値の算定結果の内容、本公開買付け価格に対する第三者算定機関としての考え方に関する説明を受けるとともに、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項に係る前提事項及び本諮問事項について慎重に協議・検討を行った結果、まず、本諮問事項に係る前提事項について、(i) 本公開買付けの背景及び理由並びに三菱化学らが共同して本公開買付けを実施するに至った経緯について、その内容には特段不自然・不合理な点はなく、特に第三の柱の構築、新製品開発及び欧州での事業拡大について、三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携を強めるとともに、三菱ケミカルホールディングスグループの完全子会社として、中長期的な計画の下に積極的な設備投資・研究開発を行っていくことが当社の企業価値向上に資すると考えることには相当の合理性が認められ、さらに、本取引により発生が見込まれるシナジーについても、期待されるシナジー効果としてその内容に特段不自然・不合理な点はなく、本取引の実施及びその後の三菱化学ら及び当社の連携によって達成が期待されるものであると認められることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的であると判断し、(ii) (a) 本公開買付け価格は、みずほ証券による当社株式の価値算定結果のレンジとの比較においても、また、答申書の日付の前営業日である平成 28 年 8 月 4 日の東京証券取引所における当社株式の終値 606 円、過去 1 カ月間の普通取引終値の単純平均値 571 円、過去 3 カ月間の普通取引終値の単純平均値 597 円、過去 6 カ月間の普通取引終値の単純平均値 638 円に対する本公開買付け価格の各プレミアムと、他の同種事例（親会社による完全子会社化事例）におけるプレミアムとの比較においても、概ね当社の株主にとって不利なものではないと考えられ、加えて、本公開買付けは、当社と三菱化学らとの間の再三にわたる協議・交渉の結果として提案された価格であり、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上での真摯な交渉によって決定された価格であると評価できることから、本公開買付け価格は公正かつ妥当なものであり、(b) 本公開買付け価格と実質的に同額となることが予定されている二段階目の買収における対価も公正かつ妥当なものと考えられ、(c) 価格以外の取引条件についても公正かつ妥当なものと考えられることから、本取引の取引条件（本公開買付けの買付け価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価を含む。）は公正かつ妥当であると判断し、(iii) 本取引の協議、検討及び交渉は、情報遮断措置を講じた上で、本取引に特別な利害関係を有する取締役が一切これらに関与することなく行われ、独立したファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者算定機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本公開買付けを含む本取引に係る手続は公正であると判断しました。そして、第三者委員会は、①上記(i)乃至(iii)の観点から、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、②上記(i)乃至(iii)の観点から、当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、相当であると判断いたしました。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成 28 年 8 月 5 日、当社取締役会に対し、本諮問事項に係る前提事項及び本諮問事項につき、(i) 本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的であること、(ii) 本取引の取引条件（本公開買付けの買付け価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価を含む。）は公正かつ妥当であること、(iii) 本公開買付けを含む本取引に係る手続は公正であること、①上記(i)乃至(iii)の観点から、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないこと、②上記(i)乃至(iii)の観点から、当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であることを、それぞれ委員全員一致の意見で答申し、それらを内容とする

答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

④ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び三菱化学らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び三菱化学らの関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、本株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討いたしました。

その結果、(i) 本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そこで、平成 28 年 8 月 5 日開催の当社の取締役会において、取締役である和賀昌之氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、当社の取締役である和賀昌之氏は、三菱化学の取締役を兼務しており、本取引に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において三菱化学らとの協議及び交渉は一切参加しておりません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

三菱化学らは、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い、30 営業日に設定しております。三菱化学らは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について三菱化学ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図しているとのことです。

また、当社は、三菱化学らとの間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び三菱化学の両社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

三菱化学は当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本売渡請求に関する承認は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成 28 年 6 月 21 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関

する本売渡請求の承認における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者委員会から本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の本答申書を受領し、独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式価値算定書を取得し、西村あさひ法律事務所から法的助言を受ける等、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じることにより、それによって支配株主である三菱化学からの影響を受けることなく、他の会社と取引を行う場合と同様に当社の自主性・自立性を持って合理的に判断することにより、少数株主の保護を図っているところであり、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成 28 年 8 月 5 日付で、第三者委員会より、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を入手しております。詳細は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。なお、当該意見が、本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際して、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上